



目 次	ページ
規 則	
◎高知県立林業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県公印規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令（漁業管理課） （2・27揭示）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の揭示（5件）（治山林道課）	1
○土地収用法に基づく事業の認定（用地対策課）	4
○道路の区域変更（3件）（道路課）	5
○道路の供用開始（2件）（ " ）	6
公 告	
○争議行為の予告（雇用労働政策課） （2・27揭示）	6
○平成31年二級建築士試験の実施（建築指導課）	6
○平成31年木造建築士試験の実施（ " ）	7
入札公告	
○一般競争入札（平成31年度共通基盤ソフトウェアライセンスの借入れ）の公告（情報政策課）	8
正 誤	
○正誤（平31・3・5付け 入札公告）	10

規 則

高知県立林業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第12号

高知県立林業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立林業大学の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「知事」を「校長（第10条第1項に規定する林業大学校長をいう。）」に、「修了の」を「知事が修了の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第1号

本 庁  
各出先機関  
高知県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

高知県公印規程の一部を改正する訓令

高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）の一部を次のように改正する。

別表中

出納員印	高知県○ ○出先機関 出納員印	方21	〃	各出納員	送金支払 通知書等 の出納事務
------	-----------------------	-----	---	------	-----------------------

を

林業大学 校長印	高知県立 林業大学 校長印	〃	〃	高知県立林業 大学 副校長	修了証書 等
出納員印	高知県○ ○出先機関 出納員印	〃	〃	各出納員	送金支払 通知書等 の出納事務

に改める。

附 則

この訓令は、平成31年3月12日から施行する。

告 示

高知県告示第108号の2

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の種類別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認めたと、同法第10条第2項の規定により、平成31年3月1日から同月31日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

平成31年2月27日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第154号

平成30年10月高知県告示第807号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

神奈川県横浜市中区寺久保42番地

イ 氏名

寺岡 康臣

(2)ア 登記簿記載の住所

吾川郡仁淀川村高瀬1678番地

イ 氏名

山口 進

(3)ア 登記簿記載の住所

吾川郡伊野町横15番地

イ 氏名

井上 長英

(4)ア 登記簿記載の住所

土佐郡十六村中追834番地

イ 氏名

伊藤 豊美

(5)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾北村上八川丙2625番地、丙2633番地

イ 氏名

川村 達寿

(6)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾北村小川東津賀才672番地

イ 氏名

<p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川東津賀才671番地 イ 氏名 伊藤 節雄</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村東津賀才672番地 イ 氏名 柿内 稔</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 愛媛県松山市中央一丁目400番地1 イ 氏名 柿内 嗣久</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村東津賀才70番屋敷 イ 氏名 大久保 善太郎</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村東津賀才86番屋敷 イ 氏名 筒井 久</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村東津賀才89番屋敷 イ 氏名 筒井 馬之助</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村西津賀才 イ 氏名 藤田 竹五郎</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町宮ヶ平167番地 イ 氏名 伊藤 智加</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町竹ノ谷1061番地 イ 氏名 竹本 和寿</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村二子野73番地 イ 氏名 西森 新三郎</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 高岡郡川内村大内2624番地 イ 氏名 西村 円蔵</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年10月農林水産省告示第1846号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第155号</b> 平成30年10月高知県告示第812号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及びいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡芸西村和食甲2152番地 イ 氏名 小松 多美子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 和田 安太郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡富山村大西ノ川175番地 イ 氏名 和田 又年</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町四ツ白451番地 イ 氏名 吉井 雅彦</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬本村431番地 イ 氏名 大原 運平</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬本村557番地 イ 氏名 宮地 八重子</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町5134番地13 イ 氏名 大原 繁次郎</p>	<p>(8)ア 登記簿記載の住所 広島市旭二丁目13番3-7号 イ 氏名 宮地 健右</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉甲1615番地 イ 氏名 宮地 祥祐</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村柳瀬27番屋敷 イ 氏名 大原 新吉</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬63番屋敷 イ 氏名 大原 貢</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬石見1053番地 イ 氏名 大原 一重</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬石見187番地 イ 氏名 宮地 祥祐</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬石見200番地 イ 氏名 大原 治雄</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村柳瀬石見200番地 イ 氏名 大原 正治</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬石見202番地 イ 氏名 宮地 兼馬</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬本村180番地 イ 氏名 山岡 浅吉</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬本村353番地 イ 氏名 大原 重忠</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所</p>
---	---	--

<p>吾川郡伊野町柳瀬本村431番地 イ 氏名 大原 熊兼 (20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬本村431番地 イ 氏名 大原 定義 (21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬本村528番地 イ 氏名 大原 健男 (22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬本村580番地 イ 氏名 宮地 仙作 (23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村柳瀬27番屋敷 イ 氏名 大原 新吉 (24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡西分村53番地 イ 氏名 井沢 楠樹 (25)ア 登記簿記載の住所 高知市鶴来巣8番19-4号 イ 氏名 沖野 吉克 (26)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲1074番地 イ 氏名 大原 良 (27)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬27番屋敷 イ 氏名 大原 豊次 (28)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬9番屋敷 イ 氏名 橋本 祐信 (29)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬本村219番地1 イ 氏名 大原 栄一 (30)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬本村314番地</p>	<p>イ 氏名 大原 鉄馬 (31)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬本村429番地 イ 氏名 大原 清吉 (32)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬本村429番地 イ 氏名 柳瀬 米吉 (33)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬本村43番屋敷 イ 氏名 山本 弘志 (34)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬43番屋敷 イ 氏名 山本 弘志 (35)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙808番地 イ 氏名 蔦川 寿恵広 (36)ア 登記簿記載の住所 高知市西秦泉寺130番地 イ 氏名 池田 慎二郎 (37)ア 登記簿記載の住所 高知市東秦泉寺427番地 イ 氏名 池田 治英 (38)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙728番地 イ 氏名 栗林 実 (39)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村奥屋内155番地 イ 氏名 酒井 初恵 (40)ア 登記簿記載の住所 宿毛市山奈町山田1344番地12 イ 氏名 能津 和夫 (41)ア 登記簿記載の住所 栃木県鹿沼市日吉町529番地186 スターハイツ101 イ 氏名</p>	<p>平林 宜晃 (42)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市三崎2759番地 イ 氏名 平田 安司 (43)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市三崎2741番地 イ 氏名 上田 章夫 (44)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 上田 武太郎 (45)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三崎町三崎1688番地1 イ 氏名 岡林 利之助 (46)ア 登記簿記載の住所 兵庫県西宮市上田中町1番31号 イ 氏名 崎野 正泰 (47)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市三崎2753番地 イ 氏名 上田 朝郎 (48)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市三崎2806番地 イ 氏名 平林 貞美 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和54年7月農林水産省告示第1031号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第156号</b> 平成30年10月高知県告示第816号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月12日 高知県知事 尾崎 正直</p>
--	---	--

<p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大方町蛭川1322番地 イ 氏名 金子 保</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 宿毛市錦1106番地 8 イ 氏名 布山 英</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 土佐市高岡町甲848番地 4 イ 氏名 松田 高男</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和56年2月農林水産省告示第286号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第157号</b> 平成30年10月高知県告示第818号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を土佐清水市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月12日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を大川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村井野川17番屋敷 イ 氏名 平賀 秋時</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村井ノ川29番屋敷 イ 氏名 筒井 甚作</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和56年10月農林水産省告示第1571号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第159号</b> 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。 平成31年3月12日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>という。)と提携し、市の活性化及び産業振興を推進するために必要な施設を設置するものであることから、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である南国市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について 南国市には、製造業の中小企業が180社以上存するほか、教育機関においては、市内及び県内の産業振興を担う人材の創出に貢献している学校も少なくない。しかし、同市の後免町をはじめとする中心市街地においては、昭和50年代以降、商業、観光の衰退傾向が原因と見られる空洞化が進んでいる。そのため同市では、有能な人材を有効に雇用に繋げるよう、雇用の場の拡大と更なる人材育成及び交流の場を提供することができるとなる仕組み作りにより、中心市街地の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。 平成26年8月、海洋堂から同市に生産拠点を設ける構想が打ち出され、地域の活性化に協力する意向が示されたことを受け、同市は海洋堂と連携して市民協働組織である活性化協議会を設立し、平成28年3月、「ごめんまち将来像プラン」を策定した。このプランによる当該施設では、海洋堂のオリジナル商品のほか、地域の特色を生かした新たな商品等の開発、製造、出荷及び販売を行うとともに、製造工程を分業化し高齢者の雇用を行うなど、福祉的就労を目指すこと、また、同市と海洋堂が連携して新たな起業家に対する支援を行い、まちづくりに関わる重要な人材の育成及び移住定住の推進にも貢献することとしている。 同市は、平成28年7月に海洋堂と協定を締結し、平成29年9月に当該施設の整備基本計画を策定しており、当該施設の完成予定を平成32年8月とし、国内外から年間約5万人の集客を見込んでいる。当該施設の集客による波及効果により、同市の中心市街地だけでなく周辺地域への経済的効果も期待されており、当該施設を、観光、産業、文化及び教育振興の総合拠点とし、地域を活性化</p>
<p>1 所在不明の森林所有者 (1) 登記簿記載の住所 土佐清水市上野1322番地 (2) 氏名 岡山 勝彦</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和56年10月農林水産省告示第1487号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第158号</b> 平成30年10月高知県告示第819号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森</p>	<p>1 起業者の名称 南国市</p> <p>2 事業の種類 南国市ものづくりサポートセンター建設事業</p> <p>3 起業地 (1) 収用の部分 南国市大埴横枕甲地内 (2) 使用の部分 なし</p> <p>4 事業の認定をした理由 平成31年2月8日に南国市から申請があった南国市ものづくりサポートセンター建設事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。 (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、南国市の重要な産業振興及び観光の拠点となる南国市ものづくりサポートセンター（以下「当該施設」という。）を整備する事業である。 当該施設は、南国市が株式会社海洋堂（以下「海洋堂」</p>	<p>という。)と提携し、市の活性化及び産業振興を推進するために必要な施設を設置するものであることから、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である南国市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について 南国市には、製造業の中小企業が180社以上存するほか、教育機関においては、市内及び県内の産業振興を担う人材の創出に貢献している学校も少なくない。しかし、同市の後免町をはじめとする中心市街地においては、昭和50年代以降、商業、観光の衰退傾向が原因と見られる空洞化が進んでいる。そのため同市では、有能な人材を有効に雇用に繋げるよう、雇用の場の拡大と更なる人材育成及び交流の場を提供することができるとなる仕組み作りにより、中心市街地の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。 平成26年8月、海洋堂から同市に生産拠点を設ける構想が打ち出され、地域の活性化に協力する意向が示されたことを受け、同市は海洋堂と連携して市民協働組織である活性化協議会を設立し、平成28年3月、「ごめんまち将来像プラン」を策定した。このプランによる当該施設では、海洋堂のオリジナル商品のほか、地域の特色を生かした新たな商品等の開発、製造、出荷及び販売を行うとともに、製造工程を分業化し高齢者の雇用を行うなど、福祉的就労を目指すこと、また、同市と海洋堂が連携して新たな起業家に対する支援を行い、まちづくりに関わる重要な人材の育成及び移住定住の推進にも貢献することとしている。 同市は、平成28年7月に海洋堂と協定を締結し、平成29年9月に当該施設の整備基本計画を策定しており、当該施設の完成予定を平成32年8月とし、国内外から年間約5万人の集客を見込んでいる。当該施設の集客による波及効果により、同市の中心市街地だけでなく周辺地域への経済的効果も期待されており、当該施設を、観光、産業、文化及び教育振興の総合拠点とし、地域を活性化</p>

させていくこととしている。また、市民からは、市民が自由に利用することができ、地域の交流が図れる新たな文化施設等の建設の要望もあり、本件事業は市民が待ち望む新たな文化施設を建設するものともなっている。

本件事業は、海洋堂の進出を同市の中心市街地の活性化に結びつけ、同市が進める産業振興の重要な施策のもと、人材育成とともに観光、産業、文化及び教育の振興に資するものであり、地域に大きく貢献することができるものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業における環境評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施をしていないが、大気汚染、騒音、水質汚濁、震動等については最大限の配慮を払うことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考え。

埋蔵文化財については、南国市教育委員会に問い合わせを行い、起業地内に史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認している。

また、起業地において、高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）により、起業者が特に保護を図る必要があると認められる11種並びに高知県レッドリスト（植物編及び動物編）に掲載のある動植物について、高知県林業振興・環境部環境共生課に照会を行った結果、植物において、絶滅危惧1Aにつき1種、準絶滅危惧につき2種が生育する可能性が指摘されたため、絶滅危惧1Aにつき高知県立牧野植物園からの助言を受け、専門業者による調査を行った結果、生育は確認されなかった。

なお、平成31年4月までに該当3種全てについての調査を改めて実施する予定とし、その際、生育が確認された場合は、同課に報告の上適切な処置を講ずることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 代替案の検討について

南国市は、本件事業による波及効果がより効果的に発揮されるよう、同市の中心市街地に近い3箇所を候補地に挙げ、社会的、経済的その他の条件から総合的に比較検討している。その結果、申請案である起業地は、他の候補地2案と比較すると、社会的条件とされる交通アクセスの利便性に特に優れていることや、3案中において唯一商業地域内に存し、周辺商業地に対する高い経済波及効果が期待されることなどから、最も適切であると認

められる。

また、本件事業により整備される施設面積については、官民共同で設立した協議会が市民の意見を取り入れ策定したプランを基に、市が策定した基本計画に基づいて決定されているものであり、適当であると認められる。

#### エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、商業及び観光の衰退傾向が原因と見られる同市の中心市街地の空洞化が進む中、同市は海洋堂の進出を中心市街地の活性化に結びつけ、将来的には、観光、産業、文化及び教育振興の総合拠点となる施設を整備することとしており、市民が待ち望む新たな文化施設が建設されるものである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

#### 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 南国市役所

#### 高知県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年3月12日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成31年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町桑ケ市 字定邸546番1から 高岡郡津野町桑ケ市 字松浦1105番1まで	前	2.9 }	1,939
	A	40.0	
高岡郡津野町桑ケ市 字上ミ窪2922番から 高岡郡津野町桑ケ市 字松浦1110番1まで	前	6.4 }	837
	B	111.3	
高岡郡津野町桑ケ市 字上ミ窪2922番から 高岡郡津野町桑ケ市 字松浦1110番1まで	後	6.4 }	837
		111.3	

#### 高知県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年3月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市宗呂字セイモト乙111番1から	前	6.8 }	713
		26.5	
土佐清水市宗呂字宮ノ前乙483番1まで	後	6.8 }	713

		26.5	
--	--	------	--

高知県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年3月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大野見葉山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町船戸字座庄3554番1から 高岡郡津野町船戸字座庄3554番18まで	前	6.0	57
		10.2	
高岡郡津野町船戸字下モ屋敷266番から 高岡郡津野町船戸字座庄3554番18まで	後	4.5	1,449
		41.5	

高知県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年3月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市宗呂字セイモト乙111番1から 土佐清水市宗呂字宮ノ前乙483番1まで	713	平成31年3月12日

高知県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年3月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大野見葉山
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町船戸字下モ屋敷266番から 高岡郡津野町船戸字座庄3554番18まで	1,449	平成31年3月12日

公 告

平成31年2月27日付けをもって西日本NTT関連労働組合執行委員長兼廣英治から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成31年2月27日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
  - (1) 賃上げ要求について
  - (2) その他要求について
- 2 日時
  - 平成31年3月13日午前9時から午前10時まで
- 3 場所
  - 株式会社NTTフィールドテクノ 四国支店高知営業所高知フィールドサービスセンタ
- 4 争議行為の概要
  - 要求の解決に至るまで連続的、断続的にあらゆる争議行為を行使する。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成31年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成31年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 受験資格
  - 受験資格を有する者は、平成31年7月6日において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。
- 2 受験の申込み手続等
  - (1) インターネットによる受験申込み
    - インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
    - ア 受験申込みの受付期間及び受付時間
      - (ア) 受付期間
        - 平成31年4月8日（月）から同月15日（月）まで
      - (イ) 受付時間
        - 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで
    - イ 受験申込みの方法
      - 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力して申し込むこと。
  - (2) 受験申込書による受験申込み
    - ア 受験申込書の配布
      - (ア) 郵送による配布
        - a 配布請求の方法
          - (a) インターネットによる配布請求
            - 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力して申し込むこと。
          - (b) ファクシミリによる配布請求
            - 公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係（ファクシミリ番号03-6809-5862）に、送付先の住所、氏名及び電話番号を明記して申し込むこと。
        - b 配布請求の受付期間及び受付時間
          - (a) 受付期間
            - 平成31年3月25日（月）から同年4月5日（金）まで
          - (b) 受付時間
            - 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後5時まで
        - (イ) 直接配布による配布
          - a 配布期間
            - 平成31年4月1日（月）から同月22日（月）まで
          - b 配布場所

<p>高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3階 公益社団法人高知県建築士会 四万十市中村大橋通七丁目13番16号 幡多建築業協 同組合</p> <p>イ 受験申込み (ア) 郵送による受験申込み 郵送による受験申込みについては、平成30年以前に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、当該平成30年以前の受験に係る二級建築士試験の受験票若しくは可否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。</p> <p>a 受験申込みの受付期間 平成31年4月1日から同月15日までとし、受付を終了する日の消印のあるものまで受け付ける。</p> <p>b 受験申込書の送付先 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部</p> <p>c 受験申込書の送付方法 簡易書留で郵送すること。</p> <p>(イ) 直接提出による受験申込み a 受験申込みの受付期間及び受付時間 平成31年4月18日(木)から同月22日までの午前10時から午後5時まで b 受験申込書の提出先 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3階 公益社団法人高知県建築士会</p> <p>3 試験の日時及び場所 (1) 試験の日時 ア 学科の試験 平成31年7月7日(日)午前10時から午後5時10分まで イ 設計製図の試験 平成31年9月15日(日)午前11時から午後4時まで (2) 試験の場所 高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校</p> <p>4 受験手数料 17,700円</p> <p>5 合格者の発表及び可否の通知 (1) 合格者の発表日 ア 学科の試験の合格者 平成31年8月27日(火) (予定) イ 設計製図の試験の合格者 平成31年12月5日(木) (予定)</p>	<p>(2) 可否の通知 学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ可否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。</p> <p>6 その他 (1) 設計製図の試験の課題は、平成31年6月12日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<a href="https://www.jaeic.or.jp/">https://www.jaeic.or.jp/</a>)において公表する。 (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。</p> <p>~~~~~</p> <p>建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成31年木造建築士試験を次のとおり行う。 なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。 平成31年3月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 受験資格 受験資格を有する者は、平成31年7月27日において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>2 受験の申込み手続等 (1) インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。 ア 受験申込みの受付期間及び受付時間 (ア) 受付期間 平成31年4月8日(月)から同月15日(月)まで (イ) 受付時間 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで イ 受験申込みの方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<a href="https://www.jaeic.or.jp/">https://www.jaeic.or.jp/</a>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。 (2) 受験申込書による受験申込み ア 受験申込書の配布 (ア) 郵送による配布 a 配布請求の方法 (a) インターネットによる配布請求 公益財団法人建築技術教育普及センターのホーム</p>	<p>ページ(<a href="https://www.jaeic.or.jp/">https://www.jaeic.or.jp/</a>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。</p> <p>(b) ファクシミリによる配布請求 公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係(ファクシミリ番号03-6809-5862)に、送付先の住所、氏名及び電話番号を明記して申し込むこと。</p> <p>b 配布請求の受付期間及び受付時間 (a) 受付期間 平成31年3月25日(月)から同年4月5日(金)まで (b) 受付時間 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後5時まで (イ) 直接配布による配布 a 配布期間 平成31年4月1日(月)から同月22日(月)まで b 配布場所 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3階 公益社団法人高知県建築士会 四万十市中村大橋通七丁目13番16号 幡多建築業協同組合</p> <p>イ 受験申込み (ア) 郵送による受験申込み 郵送による受験申込みについては、平成30年以前に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、当該平成30年以前の受験に係る木造建築士試験の受験票若しくは可否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。</p> <p>a 受験申込みの受付期間 平成31年4月1日から同月15日までとし、受付を終了する日の消印のあるものまで受け付ける。</p> <p>b 受験申込書の送付先 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部</p> <p>c 受験申込書の送付方法 簡易書留で郵送すること。</p> <p>(イ) 直接提出による受験申込み a 受験申込みの受付期間及び受付時間 平成31年4月18日(木)から同月22日までの午前10時から午後5時まで b 受験申込書の提出先</p>
--	---	--

<p>高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3階 公益社団法人高知県建築士会</p> <p>3 試験の日時及び場所</p> <p>(1) 試験の日時</p> <p>ア 学科の試験 平成31年7月28日（日）午前10時から午後5時10分まで</p> <p>イ 設計製図の試験 平成31年10月13日（日）午前11時から午後4時まで</p> <p>(2) 試験の場所</p> <p>ア 学科の試験 高知市棧橋通四丁目15番68号 高知職業能力開発促進センターポリテクセンター高知</p> <p>イ 設計製図の試験 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館4階ホール</p> <p>4 受験手数料 17,700円</p> <p>5 合格者の発表及び合否の通知</p> <p>(1) 合格者の発表日</p> <p>ア 学科の試験の合格者 平成31年9月10日（火）（予定）</p> <p>イ 設計製図の試験の合格者 平成31年12月5日（木）（予定）</p> <p>(2) 合否の通知 学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 設計製図の試験の課題は、平成31年6月12日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<a href="https://www.jaeic.or.jp/">https://www.jaeic.or.jp/</a>）において公表する。</p> <p>(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。</p> <p style="text-align: center;">----- 入 札 公 告 -----</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 平成31年3月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品の名称及び数量 平成31年度共通基盤ソフトウェアライセンス 一式</p> <p>(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。</p>	<p>(3) 借入物品の借入期間 平成31年6月1日から平成36年5月31日まで</p> <p>(4) 借入物品の納入期限 平成31年5月31日</p> <p>(5) 借入物品の納入場所 入札説明書による。</p> <p>(6) 入札方法</p> <p>ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成30～32年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、当該借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制（アフターサービス及びメンテナンスの実施を入札参加者以外の者が担保する場合を含む。）が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p>	<p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0870 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階 高知県総務部情報政策課 電話番号088-823-9894 ファクシミリ番号088-823-9647 電子メールアドレス112801@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>ア 手渡しによる交付の場合 平成31年3月12日（火）から同年4月19日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>イ ダウンロードによる交付の場合 平成31年3月12日午前9時から同年4月19日午後5時までの間に高知県総務部情報政策課のホームページ（<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112801/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112801/</a>）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成31年4月22日（月）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成31年4月16日（火）午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び当該借入物品を納入することができることを証明する書類を平成31年4月16日（火）午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p>
--	--	--



<p>い。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成31年3月25日（月）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 調達手続の停止等 平成31年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合（修正されて議決された場合を含む。）は、本件調達手続の停止等を行うことがある。</p> <p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: A suite of software license to be used in common base</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 16 April 2019</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Monday 22 April 2019</p>	<p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Tuesday 16 April 2019</p> <p>(5) Contact: Information Policy Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan Tel: 088-823-9894 Fax: 088-823-9647 Email: 112801@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
---	--	--

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平31・3・5	10118	○入 札公 告	11	右 (39)	<u>平成31年9月1日</u>	平成31年7月1日